

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度 第1回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	令和3年2月18日（木） 14時00分から 15時15分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第4委員会 Web会議
出 席 者	会長：吉川委員、副会長：下村委員 委員：鶴島委員、小野委員、北村委員、高見委員、谷田委員、 藤本委員
欠 席 者	委 員：岡委員、合田委員、清水委員
案 件 名	【審議案件】 議案第1号 会長及び副会長の選出について 議案第2号 景観づくり協定の認定について 【報告案件】 報告第1号 枚方市景観審議会運営要領の改正について 報告第2号 枚方市における景観に関する取り組みについて
提出された資料等の 名 称	議事次第 令和2年度第1回枚方市景観審議会議案書
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	5名
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 住宅まちづくり課

審 議 内 容

〈 開 会 〉

堀井住宅まちづくり課長

お待たせいたしました。ただ今より「令和2年度 第1回 枚方市景観審議会」を開会いたします。

私は、本審議会の事務局を担当させていただいております都市整備部住宅まちづくり課の堀井でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、委員の皆様方には何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。

まず、前は平成28年12月に本審議会を開催しておりますが、本日までの間、長期間に渡り開催がされていない状況となっておりますことにつきまして、お詫び申し上げます。

本日は、令和元年11月に委員改選があったことから、「会長及び副会長の選出」の審議をはじめとした2件の審議、及び2件の報告を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会長が選出されます議案第1号までは、私の方で議事の進行をさせていただきます。

また、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承願います。

それでは、事務局より委員の皆様の出席状況の報告をお願いします。

事 務 局

はい、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本審議会の委員総数は11名でございますが、本日は8名の委員の皆様に、ご出席いただいております。

委員総数の2分の1以上に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条の規定に基づき、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

堀井住宅まちづくり課長

それでは、本審議会の公開と傍聴についてお諮りいたします。

本審議会は、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、原則公開としております。

本日の議案を事務局で確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開としますが、ご異議ございませんか。

異議なしでよろしいでしょうか。

(異議なし)

堀井住宅まちづくり課長

それでは、本日の審議会は公開とします。

本日、傍聴人はおられますか。

事務局 はい、傍聴を希望されている方が5名おられ、傍聴願が提出されています。

堀井住宅まちづくり課長 本日は審議会に傍聴願が提出されていますので、本審議会傍聴要領に基づき傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

堀井住宅まちづくり課長 それでは、傍聴者が入室をいたしますまで、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

(傍聴者入室)

堀井住宅まちづくり課長 再開いたします前に、傍聴される皆様方にお願いがございます。
本審議会は円滑な議事を進行いたしますために、拍手、発言、私語等は一切禁じております。
なお、遵守されない場合は退場していただくこともございますので、よろしくご理解をお願いいたします。
それでは、審議会を再開いたします。

それでは、今回、委員の改選がございましたので、委員の皆様のご紹介と本市の職員を紹介させていただきます。
恐れ入りますが、五十音順にお名前を読み上げますので、読み上げられた委員は一言お願いいたします。
歴史・文化の分野から、鵜島委員でございます。

鵜島委員 はい、よろしく申し上げます。

堀井住宅まちづくり課長 観光の分野から、小野委員でございます。

小野委員 よろしく申し上げます。

堀井住宅まちづくり課長 建築の分野から、北村委員でございます。

北村委員 北村です。よろしく申し上げます。

堀井住宅まちづくり課長 法律の分野から、清水委員様でございます。
音声、ビデオが繋がらないようですので、次にいきます。

緑地環境・造園の分野から、下村委員でございます。

下 村 委 員 よろしくお願ひいたします。

堀井住宅まちづくり課長 屋外広告物の分野から、高見委員でございます。

高 見 委 員 どうぞよろしくお願ひします。

堀井住宅まちづくり課長 行政の分野から、谷田委員でございます。

谷 田 委 員 よろしくお願ひします。

堀井住宅まちづくり課長 デザイン・景観・色彩の分野から、藤本委員でございます。

藤 本 委 員 よろしくお願ひします。遅くなりました。

堀井住宅まちづくり課長 環境デザイン・景観工学の分野から、吉川委員でございます。

吉 川 委 員 吉川でございます。よろしくお願ひします。

堀井住宅まちづくり課長 居住環境分野の岡委員と商業分野の合田委員におかれましては、ご都合により、本日欠席とご連絡をいただいております。

委員の紹介に合わせまして、本日の会議録の署名人についてお願ひさせていただきます。

本審議会においては、委員氏名の五十音順で議事録署名人をお願ひしております。

前回の開催より委員の改選がございましたので、改めて五十音順の始めから、鵜島委員と小野委員にお願ひしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

次に、本市の職員を紹介させていただきます。

都市整備部長の山中でございます。

観光にぎわい部 副参事の島田でございます。

観光にぎわい部については、今回の議案第2号の関係部署であるため、出

席しております。

続きまして、住宅まちづくり課 課長代理の笠井でございます。

最後に、わたくし、住宅まちづくり課 課長の堀井でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本審議会の開催にあたりまして、枚方市を代表しまして、山中都市整備部長より、ご挨拶を申し上げます。

山中都市整備部長

皆様、改めましてこんにちは。都市整備部長の山中でございます。

委員の皆様方におかれましては、本市行政にご支援、ご協力を日頃よりいただき誠にありがとうございます。

また、本日は、お忙しい中、審議会に御出席賜りまして誠にありがとうございます。

今回につきましては、新型コロナウイルスの関係で、WEB会議での審議とさせていただきます。ご理解のほどお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、昨年度の本審議会の委員改選にあたりまして、快くご就任いただきまして、誠にありがとうございます。今後も引き続き、景観づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の審議会につきましては、審議会の会長、副会長の選出及び景観づくり協定の認定についてご意見をお伺いさせていただきたいと考えております。

また、審議会運営要領の改正や枚方市における景観に関する取り組みについてご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

堀井住宅まちづくり課長

ありがとうございました。

それでは、まず、事務局より事前に送付しております、資料の確認をお願いいたします。

事務局

はい、それでは、事前に送付させていただいている資料について、確認させていただきます。

まず、「議事次第」、

次に議案第1号の資料といたしまして、資料1-1「枚方市景観条例（抜粋）」、資料1-2「枚方市附属機関条例（抜粋）」、資料1-3「枚方市景観審議会委員名簿」

続きまして、議案第2号の資料としまして、資料2-1 枚方宿地区まち

づくり協定、資料2-2 枚方市景観条例（抜粋）、資料2-3 枚方市景観規則（抜粋）

続きまして、報告第1号の資料としまして、資料3-1「枚方市景観審議会運営要領（案）」、資料3-2「枚方市景観審議会分野別委員名簿（案）」

続きまして、報告第2号の資料としまして、資料4「枚方市における景観に関する取り組みについて」

その他、お手元参考としまして、枚方市景観計画、枚方市景観条例、枚方市景観審議会運営要領、枚方市景観審議会傍聴要領等の各種資料を合わせて送付させていただいております。

資料につきましては、以上でございます。

過不足等ございませんでしょうか。

堀井住宅まちづくり課長

続きまして、本日は、委員改選後、初めての審議会開催となりますので、本審議会の主旨や運営方法等について説明させていただくところですが、事前に景観条例や運営要領等をご確認いただいているため、説明を省略させていただきます。

それでは、議案にうつらせていただきます。

議案第1号の「会長及び副会長の選出について」

事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは、議案第1号「会長及び副会長の選出について」事務局より説明させていただきます。

なお、説明におきましてはパワーポイントを用いてご説明させていただきますが、議案書の該当ページ番号を右上に表示しておりますので併せてご覧いただきますようお願いいたします。

まず、「枚方市景観条例」の関連箇所の抜粋になりますが、第37条に景観審議会の設置について規定しております。

第3項においては、審議会は13人以内で組織することとなっています。

次に、枚方市附属機関条例の関連箇所の抜粋ですが、本会の会長及び副会長の選出については、第4条第2項に、「会長及び副会長は委員の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。」と規定されています。

こちらは本審議会の委員名簿です。

現在、本審議会では11名の委員の皆様にご就任いただいているところで

本日は、委員の皆様の中から会長及び副会長の選出をお願いいたします。
議案第1号の説明は以上でございます。

堀井住宅まちづくり課長 それでは、議案第1号、会長及び副会長の選出についてお諮りしたいと思います。会長又は副会長に立候補または推薦される委員はおられますでしょうか。

お声がありませんので、おられないということで、事務局案といたしましては、過年から引き続き、吉川委員に会長、下村委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

堀井住宅まちづくり課長 異議なしということですので、それでは吉川会長、下村副会長、それぞれ一言ご挨拶をお願い致します。
まずは、吉川会長お願いいたします。

吉川会長 はい、ただ今ご選出いただきました吉川でございます。昨年春に都市計画審議会の会長を退任させていただきましたので、私自身枚方市にご貢献できるのは、この景観審議会の委員だけというようなことになっております。
まだ、学会の仕事や国などの委員等も務めておりますので、なんとか健康はこのコロナ過の中でも維持できているかと思っておりますので、高齢ではございますが、精いっぱい会長を務めさせていただきたいと思っております。
今後ともよろしくをお願いいたします。

堀井住宅まちづくり課長 ありがとうございます。続きまして下村副会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

下村副会長 はい、ただいまご承認いただきました下村でございます。会長の吉川先生を補佐し、枚方市の良好な景観形成のために微力ではございますがお力添え出来れば考えております。皆さまよろしく申し上げます。

堀井住宅まちづくり課長 ありがとうございます。それでは、この後の議案の進行につきましては、吉川会長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

吉川会長 はい、それでは、進めさせていただきます。
議事次第の審議案件の二つ目になります。議案第2号「景観づくり協定の

認定について」事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号「景観づくり協定の認定について」事務局より説明させていただきます。

まず、「景観づくり協定」でございますが、枚方市景観条例第34条において規定しております。

景観づくり協定とは、一体として良好な景観を形成すべき一団の土地の地区住民等が、当該地区における良好な景観の形成に資する活動を推進するために締結する協定となっております。

第2項におきましては、「景観づくり協定は、市長の認定を受けなければならない。認定を受けた景観づくり協定の有効期間を更新するときも、また、同様とする。」としております。

第5項におきましては、協定の認定にあたり、審議会の意見を聴くことができるとなっております。

次に、枚方宿地区まちづくり協議会より、認定の申請を受けた「枚方宿地区まちづくり協定」についてご説明いたします。

まず、本協定区域の位置図でございますが、枚方市駅から枚方公園駅の間に位置しており、かつての京街道の宿場町であります。

本地区では、「地区住民等」が中心となって、かつての宿場町の面影が残るまちなみの保全や活性化などのまちづくりに取り組まれており、本市におきましても景観計画における景観重点区域に指定し、街なみ環境整備に取り組んでいる地区となります。

次に、「枚方宿地区まちづくり協定」の経過でございますが、本協定におきましては、地権者等が主体となって、平成12年6月に枚方宿地区まちづくり協議会を設立し、平成13年3月に「枚方市都市景観形成要綱」に基づく都市景観形成協定として締結されたものでございます。

本協定の有効期間は10年とされているため、平成23年3月に期間の更新をされておられます。

本市におきましては、平成26年に「枚方市景観条例」を施行しており、本協定につきましては、この条例に基づく認定を受けた「景観づくり協定」とみなすこととしています。

令和3年3月に、本協定の有効期間の10年を迎えることから、令和2年12月に、枚方宿地区まちづくり協議会において総会が開催され、協定の更新と変更する協定内容が承認されたことから、本市に対して認定申請書が提出されました。

それでは、今回の協定の更新にあわせて、まちづくり協議会において、協定の内容の見直しをされておられます変更箇所を順次、ご説明させていただきます。

まず、協定本文の変更内容でございますが、その変更箇所を示した新旧対照表が議案書の10ページから14ページになります。

下線の箇所が変更箇所となっております、第3条、第4条、第6条から第8条は文言整理、

第9条から第12条は、文言整理と条文の繰り上げ、繰り下げがされております。

また、第11条におきましては、建築行為の「計画段階」において、委員会の意見を聴くこととされています。

最後に、附則として、本協定は令和3年3月28日より実施することとされております。

次に、本協定の区域でございます。点線で囲まれておる面積約17.5haの区域となっております。

茶色で示しておりますかつての京街道等の沿道を歴史的環境整備ゾーン、黄色で示しております住居系の用途地域である区域を生活環境整備ゾーン、緑色で示しております商業系の用途地域である区域を商業・業務環境整備ゾーンとされております。

次に、協定区域の変更ですが、元々、赤色斜線でお示ししている区域を含め、約21haの区域で本協定が締結されておりましたが、赤色斜線の区域の約3.5haの区域を除く、約17.5haの区域に変更されております。

今回変更した赤色斜線で示している区域につきましては、地元組織において、新たなまちづくりの方向性を検討されるとのこととございます。

次に、「区域内におけるまちなみの整備の基準」につきましては、平成26年に策定された枚方市景観計画との整合を図るため、文言整理を行われておられます。

建築物については、「勾配屋根」や「シンプルなデザイン」として表現を改められています。

工作物については、「シンプルなデザイン」として表現を改めるとともに、自動販売機のデザインについては、「街なみや建物に調和するもの」とされています。

また、色彩につきましては、歴史的環境整備ゾーンにおいては「白・黒・灰色・濃茶等、周辺の伝統的なまちなみに調和するもの」とし、生活環境整備ゾーン及び商業・業務環境整備ゾーンにおきましては「白・黒・灰色・濃茶等を基調とし、周辺の伝統的なまちなみに調和するもの。」とさ

れています。

最後になりますが、枚方市景観条例規則第31条におきまして、景観づくり協定の認定基準を規定してございます。

事務局としましては、本協定がこの基準に適合していると考えてございます。

議案第2号の説明は以上でございます。

吉川会長 ただいま説明のありました内容について、委員の皆さまからご質問、ご意見をお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

下村副会長 下村でございます。よろしいでしょうか。

吉川会長 はい、どうぞ。

下村副会長 2点お願いいたします。

一つは、最初のまちづくり協定の所に戻っていただいてよろしいでしょうか。第11条を拝見しておりますと、「建築行為等を計画しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。」という規定がありますが、この委員会は、審議会でもなく、アドバイザーでもなく、委員会というのは何の委員会なのかをお教えいただきたいと思います。

もう一つは、今回この指定されている枚方宿地区ですが、以前は建て替え更新の時に交付金か補助金を出されていたと思いますが、その手立ってというのは、まだ継承されているのかの確認を取っていただきたいと思えます。以上、2点よろしくお願いいたします。

吉川会長 はい、それでは、事務局の方からご回答をお願いできますでしょうか。

事務局 資料の12ページに議案第2号の新旧対照表がございます。枚方宿地区まちづくり協定の第9条に「協定の運営に関する事務を処理するため、区域内において協定運営委員会を設置する」となっておりまして、この枚方宿地区まちづくり協議会の中の委員会となっております。

下村副会長 事務を処理する委員会なんですね。そこで意見を聞かれるという理解でよろしいでしょうか。特に景観形成に関する審議会等ではなく、事務を処理する委員会に聴くという理解でよろしいでしょうか。

事務局 はい、そういうことでございます。

下 村 副 会 長 はい、わかりました。

事 務 局 続きます、枚方宿地区の補助金についてですが、現在も修景補助という形で国の補助金をいただきながら、続けさせていただいているところでございます。

下 村 副 会 長 それはありがたいですね。いいことだと思います。
はい、どうもありがとうございました。

事 務 局 吉川会長、ミュートになっているようです。

吉 川 会 長 はい、すいません。ミュートになっていました。
今のご質問の二点目ですが、国の補助金というのは以前からありました街なみ環境整備事業の補助金ということなんでしょうか。また別の補助金でしょうか。

事 務 局 従来からの街なみ環境整備事業の補助金でございます。

吉 川 会 長 継続されて、国から補助が受けれるということになっているんですね。

事 務 局 はい、そうでございます。

吉 川 会 長 他の委員の皆さまの方からご意見、ご質問はございませんか。

藤 本 委 員 藤本です。

吉 川 会 長 はい、どうぞ。

藤 本 委 員 よろしくお願ひします。お伺ひしたいことは1点だけ、議案書16ページ資料2-1の(4)の色彩ですけれども、今回、旧からの見直しの白、黒、灰色というところです。
見直しの中身自身が悪いということでは無いんですけども、これでも間違いではないと思うんですけども、白と黒と灰色というのは色としては無彩色です。無彩色で白、黒、灰色の全部が言えると思うんですね。白、黒、灰色とした何か背景があるんでしょうか。それでなければ無彩色の方が分かりやすいと思ったんですが、いかがでしょうか。

吉 川 会 長 事務局の方、どうでしょうか。

事務局 はい、今回の見直しでございますが、本市で定めております景観計画の中で枚方宿地区につきましては景観重点区域として、景観形成基準を定めておるところでございます。

今回、まちづくり協議会において、色彩の表現を改めたのは景観計画の表現と整合を取られたというところが大きなところでございます。

白、黒、灰色につきましては、先ほどご説明いただいたとおり無彩色になります。こちらにつきましては、白壁、黒壁、漆喰というような枚方宿地区の伝統的な色彩をイメージしたものになっております。

吉川会長 藤本先生いかがでしょうか。

藤本委員 ありがとうございます。景観計画の冊子をいただいておりますが、何ページにあたるでしょうか。

事務局 16ページでございます。

藤本委員 ありがとうございます。枚方市では、そういう風に統一しているということですね。景観計画では、白、黒、灰色等の無彩色と入っていますが、それであれば、そういうふうに統一されればいいのではないかと思います。

吉川会長 どうされますか。修正しますか。

事務局 確かに無彩色ということではあるんですけども、白、黒、灰色、濃茶等ということでまとめており、無彩色としての記載はありませんが、事務局としては、本市の景観計画の内容と齟齬はないという認識でございますので、そのままの表現で支障はないと考えております。

吉川会長 わかりました。そういうことで藤本先生よろしいでしょうか。

藤本委員 景観計画の表現を少し短くしたということですね。わかりました。

吉川会長 それでは、現行のままで良いと思われまして。
他にご意見、ご質問はございますか。

谷田委員 新旧対象図の赤色のエリアが廃止された経過を教えてください。

事務局 少しハウリングがあります。谷田委員のアカウントが二つログインしているのがハウリングの原因と思われます。少しお待ちください。

吉川会長 事務局の主催者権限により、アカウントを一つ切断出来ませんか。

事務局 アカウントを一つ切断出来ました。お待たせしました。

谷田委員 すいません。
新旧対象図の赤色のエリアが廃止された経過を教えてください。

事務局 地元組織の中での、まちづくりの方向性につきまして、廃止された区域と今回更新する区域との間で、相違があったことから、地元組織の中での話し合いにより、区域を変更されたと聞いております。
この赤色の区域は、新町地区と言いますが、この地区について今後の景観に関する取り組みが進まれましたら、枚方市としても協力し、支援させていただくという考えでございます。

吉川会長 はい、谷田委員よろしいでしょうか。

谷田委員 はい、ありがとうございます

吉川会長 今回廃止された区域については、景観計画では、網がかかったままになり、まちづくり協定は外れられるが、行政としては、枚方宿地区の東見附までは、景観重点区域として変わらないということではないですか。

事務局 はい、その通りでございます。

吉川会長 はい、わかりました。
他にご意見、ご質問はございませんか。
それでは、ご意見もないようですので、事務局のご提案で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

吉川会長 はい、それでは、事務局は、景観づくり協定の認定の審査をよろしく願います。
それでは、次の案件にうつりたいと思います。

事務局	<p>はい、それでは、報告第1号「枚方市景観審議会運営要領の改正について」ご説明いたします。</p> <p>本運営要領につきましては、本審議会の運営に関し、必要な事項を本市が定めたものです。</p> <p>第4条におきまして、審議会の庶務として事務局の部署名を記載しておりますが、令和2年4月の本市の機構改革により、部署名が「住宅まちづくり課」に変更となりました。</p> <p>改正年月日については、本審議会終了後、決裁処理を行い、処理が完了した日付を改正日といたします。</p> <p>次に、第2条におきまして、審議会における審議を円滑に行うための執行機関との調整を図るため、専門分野別委員を定めております。</p> <p>会長が担当事務に関する分野において、分野別委員を指名することができることとしております。</p> <p>事務局案としましては、議案書23ページのとおり、委員改選前と同じく、前任から引き続いて分野別委員をお願いするとともに、行政分野につきましては、大阪府の人事異動による変更であるため、谷田委員をお願いすることとしております。</p> <p>本日、事務局案のとおり、会長から分野別委員のご指名を賜りたいと考えております。</p> <p>報告第1号の説明は以上でございます。</p>
吉川会長	<p>ただいま説明のありました内容について、委員の方からご質問、ご意見をお受けしたいと思っております。</p> <p>今回は、谷田委員が改正になると思っております。谷田委員よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
吉川会長	<p>それでは、事務局案のとおり指名させていただきますので、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>次に、報告第2号「枚方市における景観に関する取り組みについて」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第2号「枚方市における景観に関する取り組みについて」報告させていただきます。</p> <p>今回、委員改選により新たな委員がおられますので、各事業の概要について簡単にご説明した後、届出件数等の実績を報告させていただきます。</p>

まず、景観についてご説明申し上げます。

枚方市では、平成26年4月の中核市移行により、「枚方市景観条例」と「枚方市景観計画」を定めております。

景観計画の区域は、枚方市全域の約65.12平方キロメートルを対象として定めており、「一般区域」、「景観形成区域」、「景観重点区域」の3つに区分しております。

一般区域は、「景観形成区域」と「景観重点区域」を除く区域とし、地域の個性や特性を活かした景観の形成を図る区域としております。

景観形成区域は、良好な景観の形成を推進する必要がある区域を指定しております。

主要な道路沿いを「道路景観軸の区域」、主要な河川沿いを「河川景観軸の区域」、生駒山地に連なる緑の区域を「東部景観区域」としております。

景観重点区域につきましては、京阪枚方公園駅から枚方市駅間の枚方宿地区を指定しており、重点的に良好な景観を保全するとともに、区域の特性を活かした景観の形成を図ります。

こちらは景観重点区域の詳細図となっております。

特に景観重点区域の中でも、茶色で示しております歴史的街道沿いに面する区域を「歴史的環境整備ゾーン」、青色の歴史的環境整備ゾーン以外の商業・近隣商業地域を「商業・業務環境整備ゾーン」、黄色のそれ以外の区域を「生活環境整備ゾーン」としています。

このように、区域に応じた景観形成を図っています。

次に、景観計画区域行為届出についてご説明いたします。

景観法第16条に基づき、景観計画区域内において、建築物の新築する場合などは、市に対して届出が必要になります。

枚方市では、こちらの表のとおり区域と行為毎に届出の対象規模を定めており、その規模を超える場合は、工事の着手の30日前までに枚方市へ景観計画区域行為届出を行う必要があります。

一般区域及び景観形成区域内での行為であれば、比較的大規模な計画を行う場合に、届出が必要となりますが、景観重点区域内の建築行為であれば、規模に関わらず届出が必要となります。

次に、景観法に基づく届出等の状況についてご報告いたします。

平成28年度からの年度ごとに、景観法第16条に基づく届出、変更届出、通知、それらの合計の件数を表に示しております。

平成28年度は、合計40件、平成29年度は、合計46件、平成30年度は、合計29件、令和元年度は、合計44件でございました。

そして、令和2年度は、12月末時点ではございますが、合計19件となっています。

次に、屋外広告物についてご説明させていただきます。

まず、屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して掲出される看板、立看板、などの広告物をいいます。

屋外広告物を掲出する場合は、屋外広告物条例に基づく許可申請が必要となります。

枚方市屋外広告物条例に基づく許可の件数についてご報告いたします。

平成28年度からの年度ごとに、新規許可、継続許可、変更許可、それらの合計件数を表に示しております。

平成28年度は、合計395件、平成29年度は、合計408件、平成30年度は、合計378件、令和元年度は、合計487件でございました。

そして、令和2年度は、12月末時点ではございますが、合計290件となっています。

次に屋外広告物周知安全啓発パトロール活動についてご報告いたします。

国において9月1日から10日までを屋外広告物適正化旬間とし、屋外広告物の適正管理の促進に向け、企業等の意識啓発を図っておりますが、本市においても高見委員が理事長をされております大阪屋外広告美術協同組合さまと連携させていただき、条例の周知や安全点検などを行っております。

平成29年度は枚方市駅周辺、平成30年度は、樟葉駅、宮之阪駅周辺、令和元年度と令和2年度は枚方市駅周辺のパトロールを行いました。

具体的には、屋外広告物を表示している店舗や企業を訪問し、条例の周知及び安全啓発のチラシを配布し、必要に応じて安全点検を促しております。

パトロールの実施後におきましても、必要に応じて再度の訪問や啓発文書の送付をし、適正化に努めるよう指導を実施しております。

今後もさらなる適正化に向けて、活動を続けていく考えです。

次に枚方宿地区についてご説明申し上げます。

枚方宿地区における修景助成についてでございますが、特に、本市の歴史と文化を色濃く残す枚方宿地区においては、歴史的景観を保全整備し魅力あふれる街なみを形成するため、歴史的景観の保全や整備を行う所有者等に対して、枚方市歴史的景観の保全等に係る補助金を交付しております。

今年度までで、合計49件の助成を行っております。

図の赤色でお示ししているのが、歴史的景観建造物として修景を行った

ものです。

緑色でお示ししていますが、一般建築物などがございます。

歴史的景観建造物の保全及び整備に対しての修景助成を行っており、現在までの実績は14件となっております。

こちらが歴史的建造物での直近の平成25年度の事例でございます。

左側の写真が修景前、右側の写真が修景後となっております。

次に、地区内にある一般住宅や店舗等の改修に合わせて、外観の修景助成を行っており、現時点での実績は、35件となっております。

こちらが、一般住宅の今年度の事例でございます。

左側の写真が修景前、右側の写真が修景後となっております。

次に、景観アドバイザー制度についてご説明いたします。

景観アドバイザー制度とは、景観条例第39条に基づき、良好な景観の形成のための取り組みについて専門的な助言を得るため、景観の形成に関し、専門的な知識および経験を有する方を景観アドバイザーとして設置しているものでございます。

本市の景観アドバイザーとしまして、現在、本審議会の副会長でもございます下村先生、公益社団法人大阪府建築士会の副会長をされておられる田中先生、京都美術工芸大学の教授をされておられる中井川先生の、以上3名の先生方をお願いしております。

近年の景観アドバイザー会議の開催状況としましては、平成28年度は、本市の橋梁整備、ポンプ場、児童福祉施設や民間事業者のマンション1件について開催いたしました。

平成29年度は、本市の総合文化芸術センターと香里ヶ丘図書館について開催いたしました。

平成30年度は、本市のネーミングライツ事業としまして、1件開催いたしました。

令和元年度は、ネーミングライツ事業として4件、教育関連施設として1件開催いたしました。

令和2年度は、ネーミングライツ事業の募集にあたり、本市の募集要項の中の広告物に関する設置基準についてご助言をいただきました。

報告第2号の説明は以上でございます。

吉川会長 はい、事務局より景観に関する取り組み状況について説明がありましたが、何かご質問があればお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

特段、ご質問等もないようですので、先ほどの説明をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これもちまして、令和2年度第1回枚方市景観審議会を閉会とさせていただきます。